

高齢者福祉及び介護保険に関するサービスの内容等

1 高齢者福祉サービス

事業名	内容
日常生活用具の給付	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具の給付又は貸与をすることにより、日常生活の便宜を図るものです。
家族介護用品の支給	住民税非課税世帯であって、要介護 4、5 の要介護状態にある高齢者等を抱える家族に対し、介護に必要なおむつ等の介護用品に要する経費の一部を助成するものです。
緊急通報システム	おおむね 65 歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等が、急病や事故等で緊急に連絡したいときに、ボタンを押すだけで安心センターに通報される機器を貸与することにより、日常生活上における不安を軽減し、円滑な救助を行っていくものです。
高齢者福祉電話 (電話回線の貸与)	おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等で電話がない人に対し、電話回線の貸与及び設置に係る費用を負担するものです。
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊のおそれのある認知症の高齢者に、あらかじめ専用端末機を身につけてもらい、その方が行方不明になったとき、家族の方に通報することにより事故防止を図っていくものです。
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業	徘徊のおそれがある高齢者に、高齢者見守りステッカーを配布しています。また、認知症の人が徘徊により行方不明となった場合、登録者に対してメール配信しています。
配食サービス 〈社会福祉協議会〉	65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等で食事を作ることが困難な方を対象に、健康維持及び安否確認を含めて、週 2 回昼食時に弁当を宅配するものです。
寝具洗濯乾燥消毒サービス 〈社会福祉協議会〉	在宅のねたきり高齢者等の方に、衛生保持の観点から、年 4 回寝具を乾燥・消毒、年 2 回洗濯をするものです。



2 介護保険サービス

(1) 居宅サービス

事業名	内容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護は、居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介助や調理、洗濯などの生活援助をします。介護予防訪問介護は、高齢者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い支援サービスなどが受けられないときに提供するサービスです。
訪問入浴介護・ 介護予防訪問入浴介護	介護職員と看護職員が高齢者の自宅を訪問し、訪問入浴介護は、高齢者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図るため、簡易浴槽を家庭に持ち込んで、入浴の介護を行い、介護予防訪問入浴介護は、介護予防を目的とした入浴の援助をするサービスです。
訪問看護・ 介護予防訪問看護	看護師などが疾患を抱えている人の居宅を訪問して、療養上の世話や、診療の補助等を行うサービスです。
訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活等を向上させるため、または訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士・言語聴覚士が訪問をして、短期集中的なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うサービスです。
通所介護 (デイサービス)	昼間に日帰りで利用できる通所介護サービスで、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、食事や入浴などの日常生活上の支援や、レクリエーションなどを行うサービスです。
通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを行うサービスです。
短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などへの短期間入所のサービスで、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。
短期入所療養介護・ 介護予防短期療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設や医療機関などへの短期間入所のサービスで、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、看護・医学的管理下の介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行うサービスです。
特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウスに入所している高齢者の入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の支援や機能訓練及び療養上の支援を行うサービスです。
福祉用具貸与・ 介護予防福祉用具貸与(レンタル)	心身の機能が低下し日常生活に支障のある高齢者に、日常生活上の自立や機能訓練のため、車いすや特殊寝台(ベッド)などの福祉用具を貸出すサービスです。
特定福祉用具販売・ 特定介護予防福祉用具販売(購入)	入浴や排せつに用いる福祉用具等の一定のものを、指定を受けた特定福祉用具販売事業所から購入されたときに、支給限度基準額(10万円)を上限に支払額の9割を支給するサービスです。
住宅改修・ 介護予防住宅改修	手すりの取り付けや段差解消などの一定の住宅改修を行ったときに、支給限度基準額(20万円)を上限に支払額の9割を支給するサービスです。
居宅介護支援・ 介護予防支援	介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめるサービスです。

(2) 地域密着型サービス

事業名	内容
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	在宅で介護が必要な高齢者を、訪問介護サービスと訪問看護サービスの両面から、包括的かつ継続的に支援するためのサービスです。
夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回による訪問や通報により訪問をする介護サービスです。
地域密着型通所介護	小規模（定員18人以下）の通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。
認知症対応型通所介護 （認知症対応型サービス）	認知症の方が、できるだけ居家で日常生活を営めるように、デイサービスセンター等において、介護・日常生活上の世話・機能訓練を行うことで、心身機能の維持、家族の負担の軽減を図るサービスです。
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて、訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせた多機能なサービスで、在宅での生活継続を支援するサービスです。
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	認知症の方が共同生活をする住宅で、介護スタッフによる入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援などを行うサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームのうち、介護専用型特定施設で、小規模（定員29人以下）のものへ入居するサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームへ入所するサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、介護と医療のそれぞれのサービスが必要な方が、同じ事業者から受けられるサービスです。

※ 地域密着型サービスとは、介護を受ける場合でも、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにするため、市町村が地域の特徴に合わせて提供するサービスです。

(3) 施設サービス

事業名	内容
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	居宅において常時介護を受けることが困難な高齢者の方が、入所して入浴・排泄・食事等の生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援が受けられるサービスです。
介護老人保健施設	入院治療の必要がない高齢者の方が、在宅復帰できるよう看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の支援が受けられるサービスです。
介護療養型医療施設	長期の療養を必要とする高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療が受けられるサービスです。
介護医療院	日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えたサービスです。

用語解説

用語	説明
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険法において要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる人です。
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。
地域包括支援センター	地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる相談所です。
認知症サポーター	認知症の基礎知識を身につけ、認知症という疾患を理解したうえで、地域で認知症の人々を支えるボランティアです。
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。
要介護認定	被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村が認定するものです。介護保険は被保険者証を持っているだけでは保険給付を受けることはできませんので、要介護認定を受けていただくことになります。
見守り	高齢者に対して、その地域の人々や介護サービス事業所の職員、ケアマネジャーなどが安否状況について注意・確認をしていくことで、あま市では、他にも新聞販売店などと高齢者地域見守り協定を締結しております。
借間	一軒の家の中で、一部の部屋だけを借りて居住することです。
総合事業	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指すものです。

ご不明な点やお問い合わせは下記へお願いします。

あま市役所 福祉部 高齢福祉課（甚目寺庁舎）

〒490-1198 あま市甚目寺二伴田 76 番地

電話 052 (444) 3141

FAX 052 (443) 3555

(受付時間 8:30~17:15 土・日・祝祭日を除く)

